



荒尾市公告第 3 9 号

市有財産の貸付けに伴う条件付一般競争
入札の公告について

市有財産の貸付けに伴う条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定より、別紙のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 1 8 日

荒尾市長 浅田敏彦

市有財産の貸付けに伴う条件付一般競争入札について

1 入札に付する事項

- (1) 件名 自動販売機の設置に係る行政財産（自動販売機設置場所）の貸付け
- (2) 入札物件

所在地	設置場所	貸付面積	設置 台数	最低貸付料 (60か月分)
荒尾市蔵満20番地1	荒尾干潟水鳥・湿地 センター入口前	2㎡	1台	114,290円

2 入札参加資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 次のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過していない者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約をしなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 納めるべき税に未納がある者
- (4) 法令等の規定により販売に必要な許認可等の免許を有していない者
- (5) 自動販売機の設置業務において、令和7年6月23日現在、自ら管理・運営する3年以上の実績を有しない者
- (6) 荒尾市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条に規定する暴力団暴力団員又はこれらと密接な関係がある者

3 入札に付する条件

- (1) 販売容器及び販売品目
 - ア 販売容器
密閉式容器（ペットボトル、缶、瓶、紙パック等）のみとし、カップ式容器は除く。

イ 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、ジュース類の飲料水のみとし、酒類及びその類似品（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）は除く。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和7年8月1日から令和12年7月31日までの5年間（60か月）とし、更新は行わないものとする。また、当市が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者が募集条件のいずれかに違反する行為を行ったときその他当市が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがある。なお、貸付期間中は、自動販売機の設置、撤去、入替え及び故障並びに停電等やむを得ない事情がある場合を除き、自動販売機による販売を継続するものとする。

(3) 貸付料

貸付期間における貸付料総額（契約金額）は、入札金額に消費税及び地方消費税相当額（入札金額に100分の10を乗じた額。1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）を加算した金額とする。貸付料は、契約金額を60か月で除した金額により計算する当該年度分を一括して納付することとし、各年度の5月31日（初年度は8月31日）まで（土日祝日の場合は翌平日まで）に当市が発行する納入通知書により納付してください。また、当該金額に端数があるときは、初年度に納付することとする。

(4) 光熱水費及びその他必要経費

自動販売機の設置に伴い管理上必要とする経費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他必要とされる一切の経費については、設置事業者の負担とする。

なお、設置事業者は、自動販売機の設置に当たり、電気料金を算定するための子メーターを自らの負担で設置し、電気使用量により算定された電気料金を、施設所有者（環境省九州地方環境事務所）から送付される納入通知書により納付しなければならない。

(5) 売上報告

設置事業者は、各月ごとに自動販売機の販売実績（自動販売機別の販売数量及び販売額）を記録し、当該年度分の販売実績を当市が指定する日までに、書面により報告すること。

(6) 管理運営上の遵守事項

ア 貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納付期限までに確実に納めること。

イ 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、日本工業規格（JIS）及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。

- ウ 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。
- エ 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。
- オ 自動販売機設置場所には、貸付面積を超えない範囲において、自動販売機1台に1個以上の割合で、販売する容器に応じた回収ボックスを設置すること。回収ボックス内にある使用済み容器は、他社製品の持込み等を問わず、設置事業者の責任において適切に回収・処分し、設置場所周辺の清掃を行うこと。また、回収ボックスから使用済み容器があふれたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。
- カ 自動販売機の転倒、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、当市及び第三者に損害を与えた場合は、設置事業者の責任においてその一切を解決すること。また、自動販売機を毀損、汚損又は紛失したときは、設置事業者の負担において速やかに復旧すること。
- キ 当市が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。
- ク 商品の搬入、回収ボックス内にある使用済み容器等の搬出等を行う時間及び経路については、当市の指示に従うこと。
- ケ 自動販売機の設置、問合せ、苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。
- コ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- サ 施設所有者が電気設備の点検等のために停電させる場合には、協力すること。
- シ 設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種とし、デザイン及び外観色については設置場所への景観配慮に努めたものにする。

4 入札参加申込み

(1) 申込方法

入札への参加を希望する者は、申込期間内に下記(4)の提出書類を持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便とする。

(2) 受付期間

ア 受付日

令和7年6月23日（月）～令和7年7月2日（水）

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 受付時間

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(郵送の場合は、令和7年7月2日(水)の午後5時15分までに必着とする。)

(3) 提出先

荒尾市役所 市民環境部 環境保全課 環境企画調査係

〒864-8686 荒尾市宮内出目390番地

(4) 提出書類

No.	提出書類	有効期限、コピーの可否
1	入札参加申込書(様式第2号)	
2	【法人の場合】 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書 【個人の場合】 身分証明書(本籍地の市町村役場にて発行)	・申込時点で発行日から3か月以内のもの。 ・コピー可
3	【法人の場合】 印鑑証明書 【個人の場合】 印鑑登録証明書	・申込時点で発行日から3か月以内のもの。 ・コピー可
4	委任状(様式第3号) ※法人の場合で、支店、営業所等に入札及び契約に関する一切の権限を委任する場合のみ提出してください。 ※支店、営業所等の担当者が実質的事務を行うこととなっても、契約を本店名で行う場合は、委任状の提出は不要です。	
5	使用印鑑届(様式第4号)	
6	税に関して未納・滞納のないことを証する次に掲げる全ての証明書(非課税の場合は非課税証明書) 【法人の場合】 (1) 国税に関する証明書(様式その3の3) (2) 都道府県税に関する証明書 (3) 市町村の税に関する証明書	・申込時点で発行日から3か月以内のもの。 ・最新年度分のもの。 ・コピー可。

	※市町村の税について ア 上記 No. 4 の委任状を提出する場合 ・当該支店、営業所等が所在する市町村の税に関する証明書 イ 上記 No. 4 の委任状を提出しない場合 ・本店住所が熊本県外の場合は、本入札物件の管理運営を実質的に行うことになる主たる支店、営業所等が所在する市町村の税に関する証明書 ・本店住所が熊本県内の場合は、本店が所在する市町村の税に関する証明書 【個人の場合】 (1) 国税に関する証明書（様式その 3 の 2） (2) 都道府県税に関する証明書 (3) 市町村の税に関する証明書（事業主個人に関するもの）	
7	暴力団排除に関する誓約書（様式第 5 号） ※上記 No. 4 に該当し、支店長、営業所長等に委任する場合でも、法人の代表者名で提出してください。	
8	役員・従業員名簿（様式第 6 号）	
9	自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績が確認できる資料（土地又は施設の賃貸借契約書、使用許可書等）	コピー可
10	設置を希望する自動販売機のカatalog ※外観及び仕様が確認できるもの	コピー可
11	返信用封筒（封筒のサイズは、長形 3 号） ※当該封筒は、入札参加資格者決定通知書等の送付用に使用します。返信先住所を記入し、110 円切手を貼付してください。	

(5) 入札参加資格者の決定及び通知

入札参加資格の確認については、申込先にて資格要件を審査し、結果（入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、入札参加資格審査結果通知書により通知する。

5 入札書の提出（郵送）

入札参加資格があると確認された者は、期間内に入札書を郵送により提出すること。

(1) 提出期間

令和7年7月4日（金）から令和7年7月10日（木）の午後5時15分までに必着

(2) 提出先

荒尾市役所 市民環境部 環境保全課 環境企画調査係

〒864-8686 荒尾市宮内出目390番地

(3) 提出書類

入札書（様式第7号）及び入札参加資格審査決定通知書の写し

(4) 郵送方法

郵送は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により行うこと。

封筒は、入札書提出用の中封筒（長形3号）を郵送用の外封筒（角形2号）に入れて、二重封筒にして郵送すること。

6 開札

(1) 開札日時

令和7年7月11日（金） 午後2時00分から

(2) 開札場所

荒尾市宮内出目390番地

荒尾市役所 24号会議室（本庁舎北別館2階）

(3) 開札の立会い

入札参加者は、各（社）1名開札に立ち会うことができる（立会いは任意）。

開札へ立ち会う場合は、当日の午後1時45分より受付を行うので、入札参加資格審査結果通知書を提出すること。また、入札参加申込者本人以外の代理人が立ち会う場合は、委任状（様式第8号）を提出すること。

なお、入札参加者が開札に立ち会わない場合は、本入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

(4) 落札者の決定方法

最低貸付料以上の金額のうち、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

7 契約の締結

落札者は、令和7年7月31日（木）までに契約を締結すること。期限までに契約が締結されない場合、落札は無効とする。なお、契約の締結及び履行に関する費用については、落札者の負担とする。

8 その他の留意事項

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除とする。

(2) 入札参加申込書、入札書等に関する事項

ア 期限までに所定の書類等を提出しなかった場合は、入札参加者として認められないものとする。

イ 書類等の作成及び提出に係る費用は、全て提出者の負担とする。

ウ 提出された書類等は、全て返却しない。

エ 提出された書類等は、当該入札に係る事務以外に無断で使用することはない。

オ 書類等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該書類等を無効とし、入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除の措置をとる。

(3) 入札結果の公表

入札の結果については、物件の所在、契約金額、契約者の氏名（法人の場合は法人名）及び住所を公表することがある。

(4) この要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、荒尾市公有財産規則（平成18年規則第7号）及び荒尾市契約規則（昭和39年規則第19号）の規定によるものとする。

9 問合せ先

荒尾市役所 市民環境部 環境保全課 環境企画調査係

〒864-8686 荒尾市宮内出目390番地

TEL：0968-63-1386

FAX：0968-57-7686

E-mail：kankyo-k@city.arao.lg.jp